

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2021 年 3 月 25 日

株式会社 TBS ホールディングス

株式会社 TBS ヘクサ

2021 年 3 月 25 日

吸収分割に係る事後開示事項

(吸収分割会社)

東京都港区赤坂五丁目 3 番 6 号
株式会社 TBS ホールディングス
代表取締役 佐々木 卓

(吸収分割承継会社)

東京都港区赤坂五丁目 3 番 6 号
株式会社 TBS ヘクサ
代表取締役 井上 一茂

株式会社 TBS ホールディングス（以下「TBSHD」といいます。）と株式会社 TBS ヘクサ（以下「TBS ヘクサ」といいます。）は、2021 年 2 月 4 日付で締結した吸収分割契約に基づき、2021 年 3 月 25 日を効力発生日として、TBSHD の不動産事業（以下「本事業」といいます。）に関する権利義務の一部を、TBS ヘクサに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に規定する事項は、以下のとおりです。

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2021 年 3 月 25 日

2. 吸収分割会社（TBSHD）における次に掲げる事項

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求（吸収分割をやめることの請求）に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であり、会社法第 784 条の 2 但書きに規定する場合に該当しますので、本吸収分割において該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続（反対株主の株式買取請求）の経過

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であり、会社法第 785 条第 1 項第 2 号に規定する場合に該当しますので、本吸収分割において該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続（新株予約権買取請求）の経過

本吸収分割において対象となる新株予約権はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続（債権者の異議）の経過

TBSHD は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項に従い、官報及び毎日新聞において 2021 年 2 月 17 日付で債権者に対し異議申述をすることができる旨の公告を行いました。申述期限までに同条第 1 項に従い異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継会社（TBS ヘクサ）における次に掲げる事項

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求（吸収分割をやめることの請求）に係る手続の経過

TBS ヘクサは TBSHD の完全子会社であるため、会社法第 796 条の 2 の規定に従い TBS ヘクサに対して本吸収分割の差止請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続（反対株主の株式買取請求）の経過

TBSHD は TBS ヘクサの会社法第 796 条第 1 項本文に規定する特別支配会社に該当しますので、本吸収分割において該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続（債権者の異議）の経過

TBS ヘクサは、会社法第 799 条第 2 項に従い、2021 年 2 月 17 日付で官報において債権者に対する公告を行い、同日付で知れたる債権者に対して個別の催告を行いました。申述期限までに同条第 1 項に従い異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本吸収分割により吸収分割承継会社（TBS ヘクサ）が吸収分割会社（TBSHD）から承継した重要な権利義務に関する事項

TBS ヘクサは、2021 年 3 月 25 日付で、TBSHD から、本吸収分割に係る吸収分割契約記載の本事業に関する資産、債務、契約上の地位その他の権利義務を承継しました。

本吸収分割に際して TBS ヘクサが TBSHD から承継した資産の額は 29,610,626,320 円（2021 年 3 月 25 日現在の概算値）であり、負債は承継しておりません。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

TBSHD 及び TBS ヘクサは、2021 年 3 月 25 日付で、会社法第 923 条に定める吸収分割の変更登記を申請いたしました。

6. その他本吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上